

自動販売機の 営業手続きのご案内

自動販売機（以下、「自販機」）を営業する場合、調理機能の有無や自動洗浄機能、設置場所により手続き方法が異なります。設置予定の自販機がいずれに該当するか、次の図でご確認下さい。

調理機能が付いている自販機のとき

機械や部品は、食品に直接接しますか

↓ 接する

接しない

機械や部品の自動洗浄を行う機能はありますか

対象の機種は、厚生労働省の通知『「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストについて』でご確認下さい。



厚労省 自販機 リスト

検索

又は

ない

(通知に記載がない機種)

ある

(通知に記載のある機種)

設置場所は、どちらですか

屋外

屋内*

例 調理うどんや
カップ式の自販機

例 カップ式自販機

例 カップ式自販機

例 包装済み冷凍食品を
開封せず加温する自販機

営業許可を取得してください

営業の届出をしてください

*屋内とは、屋根、柱及び壁を有する建築物内にあることを指します。

調理機能が付いていない自販機のとき

衛生管理上、食品は冷蔵・冷凍保存が必要ですか

いいえ

はい

保存期間はどちらですか

短期

長期

例 サンドイッチ・牛乳

例 パン

例 カップ麺・缶ジュース

営業の届出をしてください

手続き不要です

営業開始までの手続きのながれ・必要書類等

営業許可を取得するとき

事前相談

営業許可を取得する場合、施設の基準などを満たす必要がありますので、各区福祉保健センターに事前にご相談下さい。

申請書類の提出

必要書類等を、各区福祉保健センターの窓口又はインターネットを通してご提出ください。詳細は次のページの「必要書類等の提出方法」をご確認ください。

※申請書類受理後から、営業許可証の受取までの標準処理期間は15日間ですが、日にちに余裕をもってご申請下さい。

現地調査

自販機設置後に、現地調査にて「施設基準に適合しているかどうか」を判断します。施設調査で基準に適合していることを確認後、許可審査及び許可証発行の手続きを行います。

営業許可証の受取

福祉保健センターの窓口にて、営業許可証をお渡しします。

※ 郵送での受取を希望される方は、申請時にご相談下さい。

営業開始

必要書類等

- ① 営業許可申請書
- ② 自販機の構造及び設置場所を示す図面
- ③ 水道水以外を使用する場合
水質検査の結果の写し
- ④ • 申請者が個人の場合
住所・氏名・生年月日が確認できる公の証明書（提示）
• 申請者が法人の場合
原則、提示書類は不要ですが、法人番号が必要です。
- ⑤ 食品衛生責任者の資格を証明する書類（提示）
- ⑥ 申請手数料 11,000 円

営業の届出をするとき

届出書類の提出

必要書類等を、インターネット又は福祉保健センターの窓口を通してご提出ください。詳細は次のページの「必要書類等の提出方法」をご確認ください。

営業開始

必要書類

- ① 営業届
- ② 食品衛生責任者の資格を証明する書類（提示）

必要書類等の提出方法

各区福祉保健センターの窓口に提出する場合

「自販機の設置場所」を所管する各区福祉保健センター生活衛生課にご提出下さい。

インターネットを利用する場合

「食品衛生申請等システム」(厚生労働省 ホームページ)でお手続き下さい。

※ただし、手数料は自販機を設置している区の福祉保健センター窓口で納付していただきます。
なお、横浜市が追加で求める情報を横浜市ホームページの食品衛生手続き関係のページで案内していますので、必ず両方確認してからお手続きください。

「食品衛生申請等システム」はこちら
(厚生労働省ホームページ)



「食品衛生手続き関係のページ」はこちら
(横浜市ホームページ)



食品衛生責任者の選任について

自販機ごとに「食品衛生責任者」を設置して下さい（他の自販機との兼務が可能です）。

食品衛生責任者になれる方は、横浜市又は他の都道府県市で講習会を受講して食品衛生責任者の資格を取得した方など*です。

*この他の資格でも、食品衛生責任者になれる場合があります。詳細は下記相談先へお問い合わせ下さい。

自販機の手続きに関するQ & A

Q スーパーやホテル等に設置されている自販機での角氷及び水の量り売りは、自動洗浄・消毒・乾燥機能等の有無にかかわらず、すべて届出の対象となりますか。

A ご質問の場合で、水のみを原料とするときは、原料の性質上、機内での微生物増殖のリスクは低いと考えられることから営業届出の対象となります。なお、フードコートやサービスエリア等に設置されている給水機によるサービス行為は営業届出不要です。

Q 駅のコンコースや地下街など、風雨の影響を受けないと判断される場所に高度な機能を有する自販機が設置されている場合は、「屋根、柱及び壁を有する建築物内」でなくても、営業届出の対象となりますか。

A 四方が壁などで囲まれていない場所に自販機が設置されている場合は、営業許可の対象となります。

自販機の営業手続きに関するご相談先（各区福祉保健センター生活衛生課）

窓口	電話番号	窓口	電話番号	窓口	電話番号
鶴見区	510-1842	保土ヶ谷区	334-6361	青葉区	978-2463
神奈川区	411-7141	旭区	954-6166	都筑区	948-2356
西区	320-8442	磯子区	750-2451	戸塚区	866-8474
中区	224-8337	金沢区	788-7871	栄区	894-6967
南区	341-1191	港北区	540-2370	泉区	800-2451
港南区	847-8444	緑区	930-2365	瀬谷区	367-5751

*市外局番は045です。

発行 横浜市●●福祉保健センター